

## 議案第 60 号 平成 30 年度習志野市一般会計補正予算（第 2 号）

1 債務負担行為  
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市立幼稚園及び 小中学校空調機器賃借料	15 年	賃借料 22 億 2,387 万 3 千円に 消費税及び地方消費税を 加えた額の範囲内

## 議案第61号 平成30年度習志野市一般会計補正予算（第3号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	613億5,649万8千円
	補正額	1億5,603万7千円
	補正後	615億1,253万5千円

- （歳出概要）
- ・市長・市議会議員選挙
  - ・介護保険特別会計繰出金
  - ・保育所・幼稚園私立化事業
  - ・民間認可保育所等施設整備事業
  - ・国民年金事務費
  - ・新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業
  - ・公共下水道事業特別会計繰出金
  - ・防災資機材等整備事業
  - ・新元号制定に伴うシステム改修委託（8事業）
  - ・平成29年度事業費確定に伴う国県支出金過年度分返還金（5事業）
  - ・給与改定及び決算調整による人件費

## 2 債務負担行為

（追加）

事 項	期間	限度額
総合福祉センターさくらの家及びいずみの家指定管理料	6年	委託料2億9,871万4千円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
養護老人ホーム白鷺園及び白鷺園デイ・サービスセンター指定管理料	6年	委託料2,500万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
高齢者福祉センター芙蓉園及び東部デイ・サービスセンター指定管理料	6年	委託料2億3,522万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内
スポーツ9施設指定管理料	6年	委託料6億8,787万円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第62号 平成30年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	135億9,609万1千円
	補正額	1億8,346万5千円
	補正後	137億7,955万6千円

- （歳出概要）
- ・ 国保年金課事務費
  - ・ 償還金

議案第63号 平成30年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	59億8,130万8千円
	補正額	613万7千円
	補正後	59億8,744万5千円

- （歳出概要）
- ・ 下水道課執務室移転事業
  - ・ 下水道使用料徴収事務費

2 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 事業費	公共下水道改築事業	158,000

## 議案第64号 平成30年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	108億1,899万7千円
	補正額	2億7,999万円
	補正後	110億9,898万7千円

- （歳出概要）
- ・ 介護予防・生活支援サービス事業費負担事業
  - ・ 介護給付費準備基金積立金
  - ・ 償還金

## 議案第65号 習志野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり、下水道使用料の改定等を行うものです。

## 1 下水道使用料の改定

- （1） 受益と負担の適正化の観点から、平均4.2%引き上げます。
- （2） 消費税率の改正に伴い、改定します。

（1月当たり）

種別	排出量	改正前 ※消費税 8%込	改正後	
			平成31(2019)年 4月1日 ～2019年9月30日 (消費税8%込)	2019年10月1日～ (消費税10%込)
一般 汚水	10 m <sup>3</sup> まで	<u>972円</u>	<u>1,014円</u>	<u>1,032円</u>
	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで (1 m <sup>3</sup> につき)	<u>110円</u>	<u>114円</u>	<u>116円</u>
	20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで (1 m <sup>3</sup> につき)	<u>160円</u>	<u>167円</u>	<u>170円</u>
	30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで (1 m <sup>3</sup> につき)	<u>221円</u>	<u>230円</u>	<u>234円</u>
	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで (1 m <sup>3</sup> につき)	<u>296円</u>	<u>309円</u>	<u>315円</u>
	101 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	<u>367円</u>	<u>383円</u>	<u>390円</u>
公衆 浴場 汚水	10 m <sup>3</sup> まで	<u>972円</u>	<u>1,014円</u>	<u>1,032円</u>
	11 m <sup>3</sup> 以上 (1 m <sup>3</sup> につき)	21円	21円	<u>22円</u>

2 占用料の改定

消費税率の改正に伴い、次のとおり改定します。

区分	改正前 (消費税 8% 込)	改正後
		2019 年 10 月 1 日～ (消費税 10% 込)
公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に設ける電線等	1メートル1年につき <u>430円</u>	1メートル1年につき <u>440円</u>

3 一般下水道に係る規定の廃止

市内全域の公共下水道整備が進んだことで、一般下水道として位置づけの必要がなくなったことから廃止します。

4 その他文言整理をします。

(施行期日)

1 (1)、3 及び 4 については、平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

1 (2) 及び 2 については、改正消費税法の施行の日 (2019 年 10 月 1 日) から施行します。

議案第 66 号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

施設の再編に伴い、習志野市立大久保こども園及び新習志野こども園を設置するものです。

このほか、市立こども園における 3 歳児の教育機会を確保するため、新たに 3 歳児教育を実施することとします。

名称	位置	再編前施設
習志野市立大久保こども園	習志野市泉町三丁目 2 番 1 号	大久保保育所 新栄幼稚園
習志野市立新習志野こども園	習志野市香澄四丁目 6 番 1 号	秋津幼稚園 香澄幼稚園

(施行期日)

平成 31 年 4 月 1 日から施行します。

議案第67号 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

施設の私立化に伴い、習志野市立本大久保保育所を条例から除く改正を行います。

(施行期日)

平成31年4月1日から施行します。

議案第68号 習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

「児童扶養手当法」の改正に伴い、改正するものです。

ひとり親家庭等の医療費等の助成制限の審査において同一年の所得を用いる期間を、「児童扶養手当法」と同様に、「8月から翌年7月まで」を「11月から翌年10月まで」とします。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第 69 号 習志野市習志野文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ホール使用料について、次のとおり改定するものです。

1 市内割引率の改正

市内団体が使用する場合<sup>※1</sup>のホール使用料に係る割引について、次のとおり改正し、利用促進を図ります。

ホール使用料の 市内割引	改正前	改正後
	2 割引	3 割引

※1 営利活動である場合等は、割引を適用しません。

2 割増使用料の新設

使用者が入場料等を徴収する場合<sup>※2</sup>のホール使用料について、次のとおり割増使用料を新設します。

ホール使用料の 割増の率	徴収する入場料の最高額 が 3,000 円以下である場合	徴収する入場料の最高額 が 3,000 円を超える場合
		1. 25 倍

※2 市内団体が入場料等を徴収する場合は、その目的が営利活動に該当するときに限り、割増使用料を適用します。

(施行期日)

2020年4月1日から施行します。

議案第70号 習志野市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

下水道事業に地方公営企業法を適用し、水道事業及びガス事業と組織統合するため、関係条例を次のとおり一括して改正等するものです。

- 1 習志野市公営企業の設置等に関する条例  
下水道事業の排水区域、排水区域の面積及び排水区域の人口を明記します。
- 2 習志野市地方公営企業職員定数条例  
下水道事業の職員定数を50人とし、公営企業全体で169人とします。
- 3 次の条例の文言整理をします。
  - (1) 習志野市行政組織条例
  - (2) 習志野市一般職の職員の給与に関する条例
  - (3) 習志野市下水道条例
  - (4) 習志野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
- 4 習志野市特別会計条例を廃止します。

(施行期日)

平成31年4月1日から施行します。

議案第71号 定期借地権の設定について(大久保地区公共施設再生事業民間付帯事業用地)

生涯学習拠点としての大久保地区公共施設再生事業計画地のうち、民間付帯事業用地に定期借地権を設定するものです。

- 1 貸付けに供する土地の表示

所在地番	地目	地積
習志野市本大久保三丁目450番1	宅地	1,337.01㎡

- 2 貸付けの目的 民間付帯事業用地
- 3 貸付期間 50年間に建物の築造に要する期間を加えた期間
- 4 貸付けの相手方 東京都中央区日本橋三丁目4番10号  
スターツコーポレーション株式会社

議案第72号 指定管理者の指定について(習志野市総合福祉センターさくらの家及びいずみの家)

(指定管理者)

習志野市秋津三丁目4番1号  
社会福祉法人 習志野市社会福祉協議会

(指定の期間)

平成31(2019)年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

議案第73号 指定管理者の指定について(習志野市立養護老人ホーム白鷺園及び習志野市立白鷺園デイ・サービスセンター)

(指定管理者)

東京都江戸川区臨海町一丁目4番の4  
社会福祉法人 江戸川豊生会

(指定の期間)

平成31(2019)年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

議案第74号 指定管理者の指定について(習志野市高齢者福祉センター芙蓉園及び習志野市立東部デイ・サービスセンター)

(指定管理者)

成田市押畑896番地4  
社会福祉法人 豊立会

(指定の期間)

平成31(2019)年4月1日から2024年3月31日まで(5年間)

議案第75号 指定管理者の指定について（習志野市スポーツ9施設）

（指定管理者）

習志野市袖ヶ浦五丁目1番1号

公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会

（指定の期間）

平成31（2019）年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

（スポーツ9施設）

習志野市袖ヶ浦体育館、習志野市東部体育館、習志野市袖ヶ浦テニスコート、  
習志野市実籾テニスコート、習志野市秋津テニスコート、習志野市秋津サッ  
カー場、習志野市秋津野球場、習志野市茜浜パークゴルフ場、習志野市芝園  
テニスコート・フットサル場

議案第76号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.4月から0.05月分引き上げ、年間4.45月とし、平成31年度以後については、支給割合をそれぞれ2.225月分とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.125月	2.325月 (現行2.275月)
31年度以後	2.225月 (現行2.125月)	2.225月 (改正前2.325月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成30年度の期末手当については、平成30年12月1日から適用します。

平成31年度以後の期末手当については、平成31年4月1日から施行します。

議案第77号 習志野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当を年間4.4月から0.05月分引き上げ、年間4.45月とし、平成31年度以後については、支給割合をそれぞれ2.225月分とするものです。

対象年度	6月期	12月期
本年度	2.125月	2.325月 (現行2.275月)
31年度以後	2.225月 (現行2.125月)	2.225月 (改正前2.325月)

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成30年度の期末手当については、平成30年12月1日から適用します。

平成31年度以後の期末手当については、平成31年4月1日から施行します。

議案第78号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
-------------------------------------------------

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正します。

- 1 給料月額を増額改定します。
- (1) 行政職給料表平均改定率 0.2%
- (2) 初任給(月額)

区分	改正前	改正後
大学卒	18万5,800円	18万7,200円
短大卒	16万5,700円	16万7,200円
高校卒	15万1,500円	15万3,000円

- 2 6月期及び12月期に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分(再任用職員にあっては0.725月分)とし、併せて勤勉手当を年間1.8月から0.05月分引き上げ、年間1.85月(再任用職員にあっては年間0.85月から0.05月引き上げ年間0.9月)とするものです。

区分	対象年度		6月期	12月期
再任用以外の職員	本年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.375月(改定なし)
		勤勉手当	0.90月(支給済み)	0.95月 (現行0.90月)
	31年度以後	期末手当	1.30月 (現行1.225月)	1.30月 (現行1.375月)
		勤勉手当	0.925月 (現行0.90月)	0.925月 (改正前0.95月)
再任用職員	本年度	期末手当	0.65月(支給済み)	0.80月(改定なし)
		勤勉手当	0.425月(支給済み)	0.475月 (現行0.425月)
	31年度以後	期末手当	0.725月 (現行0.65月)	0.725月 (現行0.80月)
		勤勉手当	0.45月 (現行0.425月)	0.45月 (改正前0.475月)

3 宿日直手当の支給限度額を引き上げるものです。

改正前	改正後
<p>勤務1回につき、<u>4,200円</u>                      (管理又は監督の業務その他特殊な業務については、<u>7,200円</u>)</p>	<p>勤務1回につき、<u>4,400円</u>                      (管理又は監督の業務その他特殊な業務については、<u>7,400円</u>)</p>

(施行期日等)

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。

平成30年度の勤勉手当については、平成30年12月1日から適用します。

平成31年度以後の期末手当及び勤勉手当については、平成31年4月1日から施行します。